

みんなおいでよ♪ふれあい広場

就学前のお子さんたちを対象とし、わらべうたや絵本、砂場やおもちゃで遊ぶ「ふれあい広場」を次の日程で開催します。お申し込み、お問い合わせは、参加を希望する各幼稚園へ。



◆ふれあい広場日程：開催時間 9時30分～11時
※印は13時～14時30分

豊岡幼稚園
☎(34) 8 0 5 0

6月 2 8 日(※)
7月 1 2 日(※)
9月 6 日(※)
10月 2 4 日(※)
11月 2 1 日(※)
12月 1 3 日(※)

五郷幼稚園
☎(23) 5 1 8 5

6月 7 日(※)
7月 5 日(※)
9月 6 日(※)
10月 1 3 日(金)
※11月 2 1 日(※)
12月 7 日(※)

新茂原幼稚園
☎(24) 8 7 1 0

6月 2 2 日(※)
7月 1 2 日(※)
9月 2 0 日(※)
10月 1 7 日(※)
11月 2 1 日(※)
12月 5 日(※)

中の島幼稚園
☎(24) 8 7 2 0

6月 8 日(※)
7月 6 日(※)
9月 6 日(※)
10月 1 2 日(※)
11月 2 1 日(※)
※12月 5 日(※)

児童手当

現況届の提出を

忘れずに

児童手当を受給しているすべての方は、毎年現況届を提出しなくてはなりません。現況届は、毎年6月1日の状況により、児童手当を引き続き受けられるかどうかを確認するためのものであります。提出されないと、6月分以降の手当が支給できなくなりますのでご注意ください。

◆提出書類

- ① 現況届
- ② 印鑑

③ 受給者の健康保険証の写し
(茂原市の国民健康保険証をお持ちでない方のみ)

④ 父母の平成29年度所得課税証明書(省略のないもの)
(平成29年1月2日以降に転入された方のみ。また、控除対象配偶者は不要)

※養育する児童と別居している場合には、この他に必要な書類等があります。

◆所得制限について

児童手当には所得制限があります。受給者の前年の所得

が、表の所得制限限度額を超えた場合は、6月分以降の児童一人当たりの月額が、年齢・人数にかかわらず一律5千円となります。

【児童手当所得制限限度額】

扶養親族の数	所得制限限度額
0人	6 2 2 万円
1人	6 6 0 万円
2人	6 9 8 万円
3人	7 3 6 万円
4人	7 7 4 万円
5人	8 1 2 万円



※老人扶養親族がある場合には、1人につき限度額に6万円を加算します。

※所得額から各種控除と基礎控除(8万円)を引いた額により審査します。

◆提出期限

7月10日(月) (現況届の発送は6月上旬を予定)

◆休日受付(子育て支援課のみ)

6月25日(日)
8時30分～17時15分
提出・お問い合わせは、子育て支援課(2階)

☎(20) 1 5 7 3、FAX(20) 1 6 1 0、
本納支所

☎(34) 2 1 1 1、FAX(34) 4 1 1 3へ。